

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

# 官民境界確定申請書

年 月 日

市道・法定外公共物・市有地 管理者  
東近江市長 様

（申請者）住 所  
氏 名（又は名称）  
連絡先

印

私所有の下記土地と貴職所管の公共用財産との境界の確認を申請します。

## 記

### 1 土地の所在（申請者所有土地）

東近江市 町 字 番

### 2 申請の目的

### 3 その他参考となるべき事項（所在、市有地の種類、市道名、延長）

東近江市 町 字 番

市道 線

延長 市道 m

里道 m

水路 m

合計 m

別記様式第2号(第6条・第15条・第26条関係)

## 隣接土地一覽表

土地の所在地 東近江市 町

字 名	地 番	地 目	地 積 ( $m^2$ )	所 有 権 者	備 考

年 月 日

地方法務局

出張所で調査

調査者

㊞

(注)

- 1 登記簿のとおり記載すること。
- 2 申請地(確定地)のほか、境界確定に利害関係を有する土地のすべてを記載すること。
- 3 公共用地と境界確定を行う土地の欄は黄色で着色すること。
- 4 実測面積が明らかなものについては備考欄にその面積を記載すること。
- 5 公図訂正承諾申請書に添付する場合は、公図訂正範囲に関する土地のすべてを記載すること。

別記様式第4号（第14条関係）

## 官民境界確定協議書

市道・法定外公共物・市有地管理者 東近江市長（以下「甲」という）と隣接土地所有者（以下「乙」という）との官民境界に関し協議を遂げ、別添現況平面図に表示された境界を確認のうえ同意する。

1 物件の表示

市 道  
法定外公共物  
市 有 地 東近江市

隣 接 土 地 東近江市

2 立会い年月日

年 月 日

3 境界の位置

別添現況平面図記載のとおり

年 月 日

甲 市道・法定外公共物・市有地 管理者  
東近江市長

乙 隣接土地所有者  
住 所  
氏 名

（実印）

別記様式第 6 号（第 15 条関係）

## 官民境界確定承諾書

標記境界（別添現況平面図）に関し異議がありませんので、協議のととのった証として署名押印します。

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

別記様式第7号（第15条関係）

# 同 意 書

年 月 日

市道・法定外公共物・市有地 管理者  
東近江市長 様

（債権者）住 所  
氏 名（又は名称） (実印)  
連絡先

下記土地と隣接する\_\_\_\_\_との境界  
確認・確定について、所有者の承諾に関する事項一切について同意します。

## 記

1 土地所在・地番 東近江市 町 字 番

2 所有者 住 所  
氏 名

別表 1 (第 3 条・第 6 条関係)

<p>官民境界確定申請書 (別記様式第 1 号)</p>	<p>(1) 連絡先には、書類作成、連絡調整等の担当者の住所、氏名、電話番号等を記入すること。</p> <p>(2) 土地の所在には、申請地をすべて記載すること。ただし、筆数が多い場合は別紙(任意様式)にて記載すること。</p> <p>(3) 申請の目的には、分筆登記、地積更正、道路法等の許可申請、開発行為、建築確認、境界確認等を具体的に記載すること。</p> <p>(4) その他参考となるべき事項には、所在、市有地の種類、市道名、延長等を記載すること。</p>
<p>位置図</p>	<p>(1) 次の事項が記入されたもの。</p> <p>ア 方位</p> <p>イ 縮尺(1/1, 500 ~ 1/2, 500 程度)</p> <p>ウ 周辺の建物</p> <p>エ 地形</p> <p>(2) 申請地を黄色で着色し、申請個所を朱線で表示すること。</p>
<p>地図又は地図に準ずる図面(公図)</p>	<p>(1) 不動産登記法(平成 16 年法律第 123 号)に規定する地図又は地図に準ずる図面(公図)の全部又は一部の写しを交付請求したもの又はその写し(発行後 3 月以内のもの)</p> <p>(2) 申請地が字界付近に位置していること等により、申請地と申請地に隣接する土地との位置関係が、複数の地図又は地図に準ずる図面(公図)によらなければ把握できない場合は、それぞれの地図又は地図に準ずる図面(公図)及びそれらを接合した合成図。</p> <p>なお、接合個所を矢印等により明確にすること。</p> <p>(3) 前号の合成図には、合成図の作成年月日が記載され、作成者の記名押印がなされたもの</p> <p>(4) 上記(1)及び(2)には申請地を黄色で着色し、申請個所を朱線で表示する。</p> <p>(5) 公図訂正を伴う場合は訂正後(案)の公図</p>
<p>現況平面図</p>	<p>(1) 国土交通省公共測量作業規程の地形編を参考に、国土基本図図式により作成し、現地及び周辺の形状並びに 1 筆毎の土地の位置が明確に把握できるよう、道路、法定外公共物、普通河川等、側溝、家屋、垣根その他参考となる構造物等を正確に測量し明記した実測図面に次の事項が記載されたもの。</p> <p>ア 方位</p> <p>イ 縮尺(原則として 1/250 から 1/500 のいずれかで現況を表示するのに適なもの)</p> <p>ウ 隣接土地一覧表(別記様式第 2 号)への記載が必要な範囲の土地の地番及び土地所有者名(共有の場合は共有者全員)</p>

現況平面図	<p>エ 官有地の種類(道路用地、法定外公共物等)。</p> <p>オ 河川法(昭和39年法律第167号)の適用を受ける河川がある場合は河川の名称等</p> <p>カ 境界確定の申請位置(境界確定申請線)。ただし、境界確定申請線は朱線で表示し実線で記載する。なお、境界確定申請線は申請者が主張する境界線とする。</p> <p>キ 横断面図の位置を示す横断線</p> <p>ク 隣接土地一覧表への記載が必要な範囲の土地で、既に市有地との境界が確定している場合は、その確定済みの境界の位置(境界確定済線)及び確定年月日並びに確定番号。なお、境界確定済線は緑線で表示し実線で記載する。</p> <p>ケ 測量年月日、図面作成年月日</p> <p>コ 測量者(作成者)の資格、肩書、記名押印</p>
横断面図	<p>(1) 現地及び周辺の形状が明確に把握できるよう道路、法定外公共物等、側溝、家屋、垣根、その他参考となる構造物等を正確に測量し明記した実測図面で、次の事項が記載されたもの。</p> <p>ア 縮尺(原則として1/50、1/100のいずれかで現況を表示するのに適当なもの)</p> <p>イ 申請地及び隣接土地所有者一覧表への記載が必要な範囲の対側地の地番及び土地の所有者名(共有の場合は、共有者全員)</p> <p>ウ 官有地の種類(道路用地及び法定外公共物等)、地番、所有者名。</p> <p>エ 境界の申請位置(境界確定申請線)。ただし、境界確定申請線は朱線で表示し実線で記載する。</p> <p>オ 対側地で、既に市有地との境界が確定している場合は、その確定済みの境界の位置(境界確定済線)、確定年月日及び確定番号。なお、境界確定済線は緑線で表示し実線で記載する。</p> <p>カ 測量年月日及び図面作成年月日</p> <p>キ 測量者(作成者)の資格、肩書、署名及び押印</p> <p>(2) 横断面図の作成箇所は原則として、1筆の申請地に係る境界確定申請線の起終点付近の2箇所とする。ただし、市有地が法定外公共物等の場合で、1筆の申請地に対し対側地が2筆以上あるときは、その対側地の筆界付近も作成するものとする。</p>

隣接土地一覧表(別記様式第2号)	<p>(1) 登記簿のとおり記載すること。</p> <p>(2) 隣接土地一覧表への記載が必要な範囲は次のとおりとする。(概ね3月以内に調査したもの)</p> <p>ア 申請地</p> <p>イ 申請地と境界確定協議を行う市有地。ただし、市有地が無番地の場合は記載不要とする。</p> <p>ウ 上記ア及びイと接する申請地の両隣の土地。ただし、両隣の土地が市有地の場合は、その市有地の隣の土地</p> <p>エ 対側地。ただし、市有地が道路用地又は法定外公共物の場合で、その幅員が4メートルを大幅に上回るときは、記載を省略することができる。</p> <p>オ その他、特に市長が必要と認めた土地。</p> <p>(3) 申請地を記載した欄全部を黄色で着色する。</p> <p>(4) 実測面積が明らかなものについては備考欄にその面積を記載すること。</p> <p>(5) 転写年月日、転写者の記名、押印</p> <p>(6) 公図に記載されていない地番の土地登記簿が存在する可能性があるため、調査は慎重に行うこと。</p>
申請地すべての全部事項証明書	<p>(1) 発行後3月以内の全部事項証明書。なお、原本とその写しの提出があった場合は、その写しを添付書類とし、原本は還付するものとする。</p>
その他参考となる書類	<p>(1) 地積測量図(申請地及び隣接地の地積測量図が法務局に備え付けられている限り添付必要)、土地実測図、古図等の参考となる書類</p> <p>(2) 土地改良等による従前の参考となる書類</p> <p>(3) その他特に市長が必要と認めた書類</p>

別表第 2 ( 第 1 4 条・第 1 5 条関係 )

<p>官民境界確定協議書 (別記様式第 4 号)</p>	<p>(1) 確定地の所有者が死亡している場合は、被相続人氏名及び相続人である旨を記載すること。</p> <p>(2) 市有財産が有地番の場合は、その地番も記載すること。</p> <p>(3) やむを得ない理由により一部確定とする場合は、「の一部」と記載すること。</p> <p>(4) 確定地の地番すべてを記載すること。(筆数が多い場合は、別紙(任意様式)により記載すること。)</p> <p>(5) 確定地の土地所有者すべてが記名押印し、表裏にも実印を押印すること。ただし、確定地の土地所有者が第 1 0 条第 2 項各号に該当する場合は、それぞれに定める者すべてが記名のうえ実印を押印すること。</p>
<p>印鑑登録証明書(代表者事項証明書)</p>	<p>(1) 協議書提出日から起算して概ね 3 月以内の発行のもので、市保管分は原本を、確定地の保管分はその写し。</p> <p>(2) 共有地については共有者全員の印鑑登録証明書。</p> <p>(3) 確定地の所有者が死亡している場合は、相続人全員の印鑑登録証明書。</p> <p>(4) 申請者が法人の場合は、代表者事項証明書も添付。</p> <p>(5) 申請者が公的機関の長の場合は、印鑑登録証明書の添付が免除される。この場合、隣接土地所有者(乙)欄に公共事業施行者として押印が必要。なお、土地改良区はこの場合に該当しない。</p>
<p>官民境界確定承諾書 (別記様式第 6 号)</p>	<p>(1) 現地立会を求めた土地所有者、利害関係者及び参考人等が、確定した境界に関して承諾したことを証明するものとして記名押印すること。ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ定めるところによる。</p> <p>ア 土地所有者が法人の場合は、その法人の代表者とする。ただし、法人が解散又は倒産しているときは清算人又は破産管財人とする。</p> <p>イ 隣接者が死亡している場合は、原則として相続人全員とする。ただし、遠隔地に在住している等やむを得ない事由に限り、被相続人氏名及び相続人である旨記載のうえ署名押印する。</p> <p>ウ 対側者が死亡している場合は、原則として相続人全員とするものの、遠隔地に在住している等やむを得ない事由に限り、実土地管理者である旨記載のうえ署名押印する。</p> <p>エ 土地の権利が共有の場合は、原則として共有者全員とする。ただし、遠隔地に在住している等やむを得ない事由に限り、共有者代表である旨を記載のうえ署名押印する。</p> <p>なお、区分所有建物の敷地又は墓地等の場合で、共有者全員に承諾を求めるところが困難なときは、管理組合等の代表者とする。</p> <p>オ 土地所有者が法定代理人として親権者、成年後見人、保佐人、補助人等を必要とする場合は、土地所有者氏名及び法定代理人である旨記載のうえ、署名押印する。</p> <p>カ 自治会長又は区を代表する者は、自治会等名称及び肩書を記入のうえ記名し、自治会長等の職印を押印する。</p>

	(2) 承諾書への署名押印は、境界確定協議書の作成部数全部に求めるものとする。
位置図	<p>(1) 次の事項が記載されたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 方位</li> <li>イ 縮尺(1/1 , 500 から 1/2 , 500 程度)</li> <li>ウ 周辺の建物</li> <li>エ 地形</li> </ul> <p>(2) 確定地を黄色で着色し、確定個所を朱線で表示する。</p>
地図又は地図に準ずる図面(公図)	<p>(1) 不動産登記法(平成16年法律第123号)に規定する地図又は地図に準ずる図面(公図)の全部又は一部の写しを交付請求したもの又はその写し(発行後3月以内のもの)</p> <p>(2) 確定地が字界付近に位置していること等により、確定地と確定地に隣接する土地との位置関係が、複数の地図又は地図に準ずる図面(公図)によらなければ把握できない場合は、それぞれの地図又は地図に準ずる図面(公図)及びそれらを接合した合成図。 なお、接合個所を矢印等により明確にすること。</p> <p>(3) 上記(2)の合成図には、合成図の作成年月日が記載され、作成者の記名押印がなされたもの</p> <p>(4) 上記(1)及び(2)には確定地を黄色で着色し、確定個所を朱線で表示する。</p> <p>(5) 公図訂正を行った場合は、訂正後の公図。</p>
現況平面図	<p>(1) 国土交通省公共測量作業規程の地形図編を参考に、国土基本図図式により作成し、現地及び周辺の形状並びに1筆毎の土地の位置が明確に把握できるよう道路、法定外公共物等、側溝、家屋、垣根、境界標、その他参考となる構造物等を正確に測量し明記された将来にわたり復元可能な実測図面に、次の事項が記載されたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 方位</li> <li>イ 縮尺(原則として1/250 から 1/500 のいずれかで現況を表示するのに適当なもの)</li> <li>ウ 隣接土地一覧表(別記様式第2号)への記載が必要な範囲の土地の地番及び土地所有者名(共有の場合は共有者全員)</li> <li>エ 官有地の種類(道路用地、法定外公共物等)。</li> <li>オ 河川法(昭和39年法律第167号)の適用を受ける河川がある場合は河川の名称等</li> <li>カ 境界の確定位置(境界確定線・境界点)</li> <li>キ 引照点、機械点(多角点)</li> <li>ク 境界点間及び境界点から引照点間の距離</li> <li>ケ 横断面図の位置を表す横断線</li> <li>コ 隣接土地一覧表への記載が必要な範囲の土地で、既に市有地と境界が確定している場合は、その確定済の境界の位置(境界確定済線)、確定年月日及び確定番号。 なお、境界確定済線は緑線で表示し実線で記載する。</li> </ul>

	<p>サ 測量年月日、図面作成年月日</p> <p>シ 測量者(作成者)の資格、肩書、記名押印</p> <p>(2) 境界確定線は朱線で表示し、「境界確定線」である旨を実線で記載する。</p> <p>(3) 引照点は都市再生街区基準点(DID 地区)を利用する。ただし、近隣にこれらの基準点が存在しない場合は、市有地側にある明確な永久的な構造物を用い、後日境界点復元に十分な点数とする。</p> <p>(4) 距離は算用数字を用い、m(メートル)単位とし、小数点第3位以下は切り捨てて表示する。</p>
横断面図	<p>(1) 現地及び周辺の形状が明確に把握できるよう道路、法定外公共物等、側溝、家屋、垣根、その他参考となる構造物等を正確に測量し明記された将来にわたり復元可能な実測図面に、次の事項が記載されたもの。</p> <p>ア 縮尺(原則として1/50、1/100のいずれかで現況を表示するのに適当なもの)</p> <p>イ 申請地及び隣接土地所有者一覧表への記載が必要な範囲の対側地の地番及び土地の所有者名(共有の場合は、共有者全員)</p> <p>ウ 官有地の種類(道路用地及び法定外公共物等)、地番、所有者名。</p> <p>エ 境界確定の位置(境界確定線)。なお、境界確定線は朱線で表示し実線で記載する。</p> <p>オ 対側地で、既に市有地との境界が確定している場合は、その確定済みの境界の位置(境界確定済線)及び確定年月日並びに確定番号。なお、境界確定済線は緑線で表示し、実線で記載する。</p> <p>カ 測量年月日、図面作成年月日</p> <p>キ 測量者(作成者)の資格、肩書、署名及び押印</p> <p>(2) 距離は算用数字を用い、m(メートル)単位とし、小数点第3位以下は切り捨てて表示する。</p> <p>(3) 横断面図の作成箇所は原則として、1筆の確定地に係る境界確定申請線の起終点付近の2箇所とする。ただし、市有地が法定外公共物等の場合で、1筆の確定地に対し対側地が2筆以上あるときは、その対側地の筆界付近も作成するものとする。</p> <p>(4) 市有地が法定外公共物等の場合は、原則として幅員を記載する。</p>
隣接土地一覧表(別記様式第2号)	<p>(1) 登記簿のとおり記載すること。</p> <p>(2) 隣接土地一覧表への記載が必要な範囲は次のとおりとする。(概ね3月以内に調査したもの)</p> <p>ア 確定地</p> <p>イ 確定地と境界確定協議を行う市有地。ただし、市有地が無番地の場合は記載不要。</p> <p>ウ 上記ア及びイと接する確定地の両隣の土地。ただし、両隣の土地が市有地の場合は、その市有地の隣の土地</p> <p>エ 対側地。ただし、市有地が道路用地又は法定外公共物の場合で、その幅員が4メートルを大幅に上回るときは、記載を省略することができる。</p>

	<p>オ その他、特に市長が必要と認めた土地。</p> <p>(3) 確定地を記載した欄全部を黄色で着色する。</p> <p>(4) 実測面積が明らかなものについては備考欄にその面積を記載すること。</p> <p>(5) 転写年月日、転写者の記名押印</p>
<p>測点図及び座標点リスト</p>	<p>(1) 測点図及び座標点リストは次の事項が記載されたものとする。</p> <p>ア 方位</p> <p>イ 縮尺(原則として1/250から1/500のいずれかで現況を表示するのに適当なもの)</p> <p>ウ 境界の確定位置(境界確定線・境界点)</p> <p>エ 引照点、機械点(多角点)</p> <p>オ 座標点リストは境界点、引照点、機械点(多角点)の座標値を記載する。</p> <p>カ 境界点間及び境界点から引照点間の寸法</p> <p>キ 測量年月日、図面作成年月日</p> <p>ク 測量者(作成者)の資格、肩書、記名押印</p> <p>(2) 距離は算用数字を用い、m(メートル)単位とし、小数点第3位以下は切り捨てて表示する。</p> <p>(3) 座標値は原則として、国家座標(世界測地系)を活用したものとする。</p>
<p>引照点詳細図又は写真</p>	
<p>その他市長が必要と認めた書類</p>	<p>確定地の土地所有者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 戸籍謄本、相關図及び遺産分割協議書等の相続関係を証明する書面</p> <p>(2) 法定代理人であることを証明する書面</p> <p>(3) 信託原簿の写し</p> <p>(4) 承諾が得られない理由書(申請者の住所、氏名が記入され実印を押印)</p> <p>(5) 幅員の根拠となる地元古図、幅帳(地元自治会長の証明要)</p> <p>(6) 確定地の土地所有者の住所移転経過が確認できる資料(住民票、戸籍の附表、住居表示変更証明、商業登記簿謄本等)</p> <p>(7) 確定地の土地所有者が外国に在住している場合は、次に定める証明書</p> <p>ア 在外公館の在留証明書又は日本国の在外公館が存在しない地域にあっては、その地域を支配する権限のある官公署からの証明書</p> <p>イ 印鑑等についての証明として印鑑登録証明書が得られない場合は、本人の署名及び捺印に相違ない旨の在外公館の証明書</p> <p>(8) 確定地の土地所有者が外国人で、国外に居住している場合は、各国の官公署の証明した居住及び署名証明書</p>